

平成26年第1回宇治田原町議会定例会

目 次

○第3日（平成26年3月17日）

議事日程（第3号）	101	
日程第1 議案第17号	宇治田原町浄化槽整備推進事業減債基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例を制定するについて……………	103
日程第2 議案第20号	平成25年度宇治田原町一般会計補正予算（第7号）	103
日程第3 議案第21号	平成25年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）……………	103
日程第4 議案第22号	平成25年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第3号）……………	103
日程第5 議案第23号	平成25年度宇治田原町奥山田地区簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）……………	103
日程第6 議案第24号	平成25年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）……………	103
日程第7 議案第25号	平成25年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第3号）……………	103

平成26年第1回宇治田原町議会定例会

議事日程(第3号)

平成26年3月17日

午前10時開議

- 日程第1 議案第17号 宇治田原町浄化槽整備推進事業減債基金の設置、管理及び  
処分に関する条例を廃止する条例を制定するについて
- 日程第2 議案第20号 平成25年度宇治田原町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第3 議案第21号 平成25年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘  
定)補正予算(第5号)
- 日程第4 議案第22号 平成25年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算(第  
3号)
- 日程第5 議案第23号 平成25年度宇治田原町奥山田地区簡易水道事業特別会計  
補正予算(第4号)
- 日程第6 議案第24号 平成25年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算  
(第3号)
- 日程第7 議案第25号 平成25年度宇治田原町水道事業会計補正予算(第3号)

1. 出席議員

議長	12番	田中修	議員
副議長	1番	垣内秋弘	議員
	2番	上林昌三	議員
	3番	青山美義	議員
	4番	安本修	議員
	5番	今西久美子	議員
	6番	原田周一	議員
	7番	谷口重和	議員
	8番	山内実貴子	議員
	9番	奥村房雄	議員
	10番	内田文夫	議員
	11番	稲石義一	議員

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町長	西谷信夫君
教育長	西出維久雄君
総務課長	山下康之君
理事兼企画・財政課財政課長	小西基成君
企画・財政課企画課長	馬場浩君
会計管理者兼 税務・会計課長	大江輝博君
戸籍・保険課長	長谷川みどり君
福祉課長	奥谷明君
健康長寿課長	谷村富啓君
建設・環境課建設課長	黒川剛君
建設・環境課環境課長	青山公紀君
産業振興課長	清水清君
上下水道課長	野田泰生君
教育次長	光嶋隆君
教育課長	中辻正君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	久野村観光君
庶務係長	廣島照美君

---

開 会 午前10時00分

○議長（田中 修） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議案第17号及び議案第20号から議案第25号までの委員長報告、

質疑、討論、採決

○議長（田中 修） 日程第1から日程第7、議案第17号及び議案第20号から議案第25号までの7議案を一括議題といたします。

7議案につきましては、3月6日及び10日の会議で補正予算特別委員会に付託を行っておりますことから、補正予算特別委員会委員長の報告を求めます。補正予算特別委員会委員長、安本修君。

○補正予算特別委員会委員長（安本 修） 皆さん、おはようございます。

それでは、補正予算特別委員会に付託をされました条例関係1議案及び各会計の補正予算6議案、合わせて7議案について、順次委員長報告を申し上げます。

まず、議案第17号、宇治田原町浄化槽整備推進事業減債基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、本条例の設置目的並びに基金への積み立てに関する条件等について質疑があり、設置目的は浄化槽の国庫補助事業として執行した場合に、京都からの上積み補助金を減債基金に積み立て、元金償還が始まった際に充当するために設置したものである。補助事業要件を満たす場合のみ交付される補助金であり、今後、補助事業として執行するのは困難なため、条例の目的の補助金が今後見込めないことから廃止するものである。

また、浄化槽整備事業について、条例が廃止された場合において、今後の設置に対する影響について質疑があり、事業は補助事業から起債事業へ変更となるが、設置される方には現在と変わりなく影響はないとの答弁がありました。

次に、議案第20号、平成25年度宇治田原町一般会計補正予算（第7号）は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、繰越明許費が一般会計だけでなく多額となっているが、この状況をどう捉えているのかとの質疑があり、郷之口湯屋谷線の拡幅改良については、

予期せぬ災害が発生したことによるものであるが、公共土木災害並びに農地・農業用施設災害については、査定が昨年の12月ということ並びに工事施工者の不足等があり、予定どおりに進捗できなかったことによるものである。今後とも十分注意し、効率的に事業を進めていくとの答弁がありました。

障害者自立支援給付システム事業について、システム改修に要する期間及び平成26年4月からの給付に支障がないかとの質疑があり、改修の期間は、国保連合会の改修期間と合わせ10月までを見込んでいるが、利用者への影響はない。

また、特別支援教育充実事業について、賃金の減額理由について質疑があり、特別支援担当者から、体の不調により退職を申し出られたことにより、後任を探したが困難であったために所要額を減額したとの答弁があったところです。

次に、議案第21号、平成25年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）も、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。特に質疑はなかったところであります。

次に、議案第22号、平成25年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第3号）も、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。特に質疑はなかったところであります。

次に、議案第23号、平成25年度宇治田原町奥山田地区簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）も、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。特に質疑はなかったところであります。

次に、議案第24号、平成25年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）も、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。特に質疑はなかったところであります。

議案第25号、平成25年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第3号）も、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。特に質疑はなかったところであります。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（田中 修） ただいま報告のありました7議案について、一括して委員長報告に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 質疑なしと認めます。

日程第1、議案第17号、宇治田原町浄化槽整備推進事業減債基金の設置、管理及び

処分に関する条例を廃止する条例を制定するについて討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) これで討論を終わります。

これより、議案第17号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第2、議案第20号、平成25年度宇治田原町一般会計補正予算(第7号)について討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第20号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第3、議案第21号、平成25年度宇治田原町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第5号)について討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第21号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第4、議案第22号、平成25年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算(第3号)について討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第 2 2 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第 5、議案第 2 3 号、平成 2 5 年度宇治田原町奥山田地区簡易水道事業特別会計補正予算(第 4 号)について討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより議案第 2 3 号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第 6、議案第 2 4 号、平成 2 5 年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)について討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより議案第 2 4 号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第 7、議案第 2 5 号、平成 2 5 年度宇治田原町水道事業会計補正予算(第 3 号)について討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより議案第 2 5 号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

お諮りいたします。以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会  
いたしたいと思えます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会することに決  
しました。

次回は3月28日午前10時より会議を開きますので、ご参集のほどよろしくお願  
いを申し上げます。

ご苦労さまでございました。

散 会 午前10時12分



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 田 中 修

署 名 議 員 垣 内 秋 弘

署 名 議 員 内 田 文 夫